

## 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

### 1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成30年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては2月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

### 2 掲示するちらし

「月次相談レポート」2月号 A4判1ページ(月刊)

### 3 スケジュール

- ・平成31年2月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

### お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課

深澤、田村

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

## 引越見積もりサイトから気軽に 依頼してトラブルに!?

引っ越しの一括見積もりサイトに登録し電話がきた業者に、契約内容をよく確認せず依頼し、あとで解約料や補償等でトラブルになるケースが!

- 折り返しの電話で依頼をした後、すぐにキャンセルを申し出たのに違約金を請求された。
- キャッシュバックに惹かれ依頼したが、実はウォーターサーバーのレンタルが条件だった。

見積もり金額だけでなく、  
キャンセル時の対応や品物の  
紛失・破損時の補償も  
依頼前に確認しましょう!



お互いに 一声かけて見守りを!



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター

検索